

第10回 議会活性化特別委員会次第

平成25年2月15日
第2委員会室

1. 協議・報告事項

※ 前回の確認について

(1) 議会基本条例について

第2章 市議会及び市議会議員

・第3条（市議会の活動原則）→（議会の活動原則）

- ・（5）は、（1）～（4）で読み取れるのではないか。

（5）の議会改革は、別の独立した課題なので、このままでよい。

- ・見出しの（ ）内は3章以降も「市」「市議会」は外すことで統一する。

- ・条文内容はこのままでいい。

・第4条（市議会議員の活動原則）→（議員の活動原則）

- ・（2）政策立案及び政策提言に必要な調査研究を行います。→

→必要な調査研究をし、政策立案及び政策提言を行います。

- ・（1）（4）（5）それぞれにある「努めます」の言葉づかいをどうするか。

「努めます」を努力目標とするか言い切るか？（「図ります」など）

（1）（4）はそのまま、（5）は2度目の検討で対応する。

- ・（3）と（4）を入れ替える。

・第5条（会派）

- ・会派制を取り入れているからこのままでよい。

- ・会派は「2人以上」とかを謳うのは申し合わせで決めればいい。

※次回は、第3章 第6条から第9条まで

(2) 常任委員会の活性化についての提案

- ①各常任委員会で審議テーマを決め、執行部の「目玉・主要事業」の進捗状況審議や次年度予算に向けた政策提言を行ったらどうか。

- ②議員の政策立案意識を醸成するため、議員任期4年間を捉え、執行部による財政収支見通し（3年スパン）に合わせ政策ビジョン及び政策動向の定立を図っていったらどうか。

- ・一度議論してみたい。

- ・総合計画は10カ年、その内3年で見直しをしているから議会とも連携できる。この提案を各常任委員会で議論したらどうか。

(3) その他（なし）

2. その他（なし）

次回予定 3月15日（金）13時00分